

# 新たな推進体制について (R3.9.1以降)

参考資料1  
第1回デジタル社会構想会議  
(令和3年9月28日)

## デジタル社会推進会議

設置根拠：デジタル庁設置法第14条及び第15条  
議長：内閣総理大臣  
副議長：内閣官房長官、デジタル大臣  
構成員：各府省の大臣等

デジタル社会の形成のための施策を推進

## デジタル社会推進会議幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議議長決定  
議長：デジタル監  
構成員：各府省の官房長級

デジタル社会形成基本法に基づく重点計画に  
記載された具体的施策の検証・評価等

## 副幹事会

設置根拠：デジタル社会推進会議幹事会決定  
議長：デジタル庁統括官（戦略・組織担当）  
構成員：各府省の審議官級

総合的な検討（重点計画等）

## デジタル社会構想会議

設置根拠：デジタル大臣決定  
構成員：有識者

個別テーマの検討

### データ戦略 推進WG

設置根拠：デジタル社会推進会議  
議長決定  
議長：総理大臣補佐官  
構成員：有識者  
行政機関職員

### マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤 抜本改善WG

設置根拠：デジタル大臣決定  
議長：デジタル審議官  
構成員：有識者  
行政機関職員

※その他、必要に応じ、随時会議体を設置。

（例えば、港湾や道路交通(ITS)分野については、旧体制下で、有識者や関係省庁からなる会議を開催して施策を推進しており、引き続き開催する方向。）